

## 個人住民税の特別徴収の完全実施を目指します！（特別徴収の推進）

神奈川県及び県内全ての市町村では、特別徴収を推進する取組を進めています。横浜市では、特別徴収の完全実施に向け、法律上特別徴収をする義務がある事業者のうち、まだ特別徴収をしていない事業者を、平成27年度から平成28年度にかけて、段階的に特別徴収義務者として指定しているところです。

### (1) 当面普通徴収を認める給与受給者

- ① 5月31日までの退職予定者
- ② 毎月の給与が小額で、特別徴収税額の引き去りができない者
- ③ 給与が毎月には支給されていないため、特別徴収税額の引き去りができない者
- ④ 他の事業者から支給される給与で、既に特別徴収を行っている者
- ⑤ 個人事業主の専従者となっている給与受給者

### (2) 当面特別徴収しないことを認める給与受給者

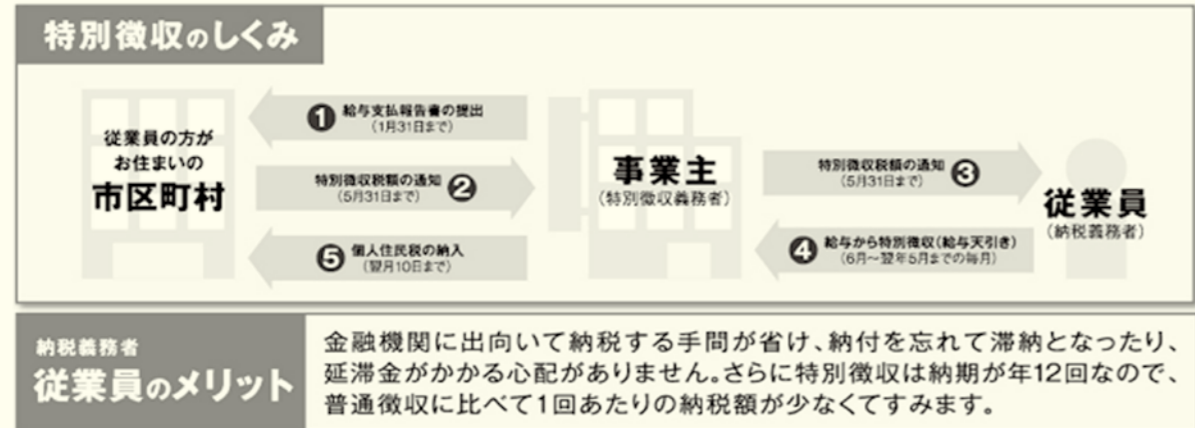
- ① 特別徴収すべき給与受給者が2名以下
- ② 電算システム改修等のため直ちに特別徴収を実施することが困難  
→ (2)②に該当する場合は、別途「特別徴収実施困難理由届出書」の提出が必要になります。  
様式はホームページからダウンロードできます。

神奈川県統一基準

<特別徴収に関するよくあるご質問>

## Q1 個人住民税は特別徴収しなくてはならないのですか？

**A** 所得税の源泉徴収義務のある事業主（給与支払者）は、すべての従業員の個人住民税を特別徴収することが法律により義務づけられています。（地方税法第321条の4）



## Q2 従業員数の少ない事業所でも特別徴収しなければいけませんか？

**A** しなければいけません。ただし、給与の支払いを受ける従業員（納税義務者）が常時10人未満の事業所の場合は、市町村に申請承認を受けることにより、年12回の納期を年2回にする「納期の特例」をご利用いただけます。

## Q3 従業員はパートやアルバイトであっても特別徴収しなければなりませんか？

**A** 原則として、アルバイト、パート、役員等すべての従業員から特別徴収する必要があります。ただし次の場合は特別徴収を行う必要はありません。  
・支給期間が1ヶ月を超える機関により定められている給与のみの支払いを受けている場合等

### 【お問い合わせ先】 横浜市特別徴収センター

〒231-8314 横浜市中区真砂町2-22 関内中央ビル9階  
電話：045-671-4471 受付時間：8時45分～17時15分（土・日・祝日を除く）  
※こちらでは「納税」及び「納税証明の発行」は、お取り扱いしておりません。

発行・編集／横浜市鶴見区鶴見中央四一三六一 ナイス第一ビル五階 公益社団法人鶴見法人会広報委員会 電話〇四五―五三一―五三三（代） 印刷／朝日オフセット印刷（株）

# Hot Line

2015

7

July



No.533



# SCHEDULE

主要行事予定

平成27年7月～平成27年9月

## 7月

1日(水) **一般不可**

●事業委員会

【場 所】 法人会会議室

【時 間】 19:00～

6日(月) **一般不可**

●青年部会正副部会長会議

【場 所】 法人会会議室

【時 間】 19:00～

8日(月) **一般不可**

●市場支部幹事会

【場 所】 プリンズ電機(株)会議室

【時 間】 18:00～

13日(月) **一般不可**

●青年部会役員会

【場 所】 法人会会議室

【時 間】 19:00～

23日(木) **一般可**

●新設法人説明会

【場 所】 法人会会議室

【時 間】 13:30～

24日(金) **一般可**

●決算法人説明会

【場 所】 法人会会議室

【時 間】 13:30～

25日(土) **一般可**

●県法連社会貢献活動「ヤビツ峠下草刈り」

公益事業推進委員会

【場 所】 丹沢山ヤビツ峠「法人会の森」

【時 間】 9:15～

## 8月

3日(月) **一般不可**

●税制委員会

【場 所】 法人会会議室

【時 間】 18:00～

3日(月) **一般不可**

●青年部会正副部会長会議

【場 所】 法人会会議室

【時 間】 19:00～

4日(火) **一般不可**

●鶴見東支部幹事会

【場 所】 与祢館

【時 間】 18:00～

10日(月) **一般不可**

●青年部会役員会

【場 所】 法人会会議室

【時 間】 19:00～

20日(木) **一般可**

●ファミリー研修会

【場 所】 東京デイズニerland

【時 間】 7:40～

21日(金) **一般可**

●決算法人説明会

【場 所】 法人会会議室

【時 間】 13:30～

## 9月

7日(月) **一般不可**

●青年部会正副部会長会議

【場 所】 法人会会議室

【時 間】 19:00～

10日(木) **一般可**

●平成27年度

第33回源泉所得税研修会第三講

源泉部会

【場 所】 法人会会議室

【時 間】 15:00～17:00

【テーマ】 「源泉所得税の実務(中級)」

14日(月) **一般不可**

●青年部会役員会

【場 所】 法人会会議室

【時 間】 19:00～

15日(火) **一般不可**

●県法連女性部会連絡協議会

【場 所】 新横浜国際ホテル南館

【時 間】 14:30～18:30

17日(木) **一般可**

●新設法人説明会

【場 所】 法人会会議室

【時 間】 13:30～

18日(金) **一般可**

●決算法人説明会

【場 所】 法人会会議室

【時 間】 13:30～

# 第4回通常総会

6月11日(木)



6月11日(木)ホテルキャメロットジャパンにて、第4回通常総会を開催した。相川副会長の開催の言葉に続き、長谷川会長のあいさつは、「鶴見法人会は公益社団法人へ移行いたしました、3年がたちまして、4年目を迎えます。この3年間、試行錯誤の中、会員のご協力そして当局のご指導をいただき、何とか新しい線路がひかれたことに、重ねて感謝申し上げます。世の中では、景気が上向きであると言われておりますが、中小企業にその恩恵がまわるまでには、まだまだ時間がかかることと思います。この状況の中、会員企業の手助けが少しでも出来るよう、今年度も様々な企画を考え、実行することとしておりますので、ご協力、ご参加をお願い申し上げます。又、法人会

では、会員の減少が続き、財政的にも非常に苦しくなっております。後ほど皆様にご審議いただくことになっております議案にも、財政の厳しさを打開できるまでの繋ぎについてもお計りいたしますので、ご意見をちょうだいしたいと思っております。会員増強が急務となっておりますので、会員の皆様のご協力をお願い申し上げます。本日の総会では、役員改選もごさいます、お時間がかかると思いますので、皆様のご企業のますますの発展とご健勝を祈念申し上げます。今年度も役員一同頑張っておりまますので、よろしくようお願い申し上げます。あいなさつとさせていただきます。」と述べられた。

第一部総会では、会長が議長を務め、平成26年度収支決算報告、会計監査報告、平成26年度事業報告、平成27年度事業計画、平成27年度収支予算についての報告事項がおこなわれ、会館建設引当積立金取崩し、任期満了による役員改選について審議を経て、承認された。

第二部懇親会では、ご来賓を代表して征矢鶴見区長、落合東京地方税理士会鶴見支部長、平田大同生命保険(株)首都圏地区営業本部営業推進部長よりご祝辞をいただき、山田鶴見税務署副署長の乾杯のご発声により懇親会を開催した。



長谷川勝一 会長



鶴見税務署長 早坂詔郎様



神奈川県税務所長 山口泰弘様



鶴見税務署副署長 山田真介様



鶴見区長 征矢雅和様



東京税理士会鶴見支部長 落合俊彦様



大同生命保険(株)首都圏地区  
営業本部営業推進部長 平田肇様

## Profile

ウエスタン・ケミカル(株)

代表取締役 寒河江 達己 氏

潮田支部

続 柄: 孫

氏 名: 中澤 優珠(ゆず)ちゃん

愛珠(あず)ちゃん

怜祐(りょうすけ)ちゃん

昊祐(おうすけ)ちゃん

佐藤 日咲(にこ)ちゃん

心都(こと)ちゃん

撮影場所: 潮田神社(潮田祭り)



写真撮影: セントラルスタジオ

## INDEX

第4回通常総会	1
平成27年度事業計画	2
感謝状並びに記念品贈呈者名簿	2
平成26年度収支計算書統括表	3
平成27年度収支予算書統括表	3
平成28年度税制改正要望書	4~5
事業レポート	6
署からのお知らせ	7
企業にとっての、あんな話こんな話	8
労働保険のお知らせ/神奈川県からのお知らせ	9
新入会員紹介/税務無料相談	9

募集中! ※会員ご家族の思い出に、表紙のモデルさん募集中! お問い合わせは、事務局 045-521-2531 まで

記事のご感想は FAX503-2051 へ 1





# 平成 28 年度税制改正要望事項

## 一. 歳入・歳出 税制・財政

### I. 財政健全化（構造問題）

1. 短期的課題 健全化への道筋 日銀が国債を買い入れること  
消費税増税のみで財政健全化は無理がある。「日銀の国債買い入れ」は円安からインフレになる。国の持つ米国債など外貨資産の円価値が上昇し、国有地の価格も上がる。「円安・インフレ」の負担が有利であろう。
2. 中・長期的課題 収支の赤字半減・黒字化、国債残高の引き下げ等の重要課題と個別的課題
  - (1) 国際戦略特区（移民特区）  
国際的な事業環境となる「国家戦略特区」は、地域限定で規制緩和するものである。途上国の賃金水準で雇用を確保する。農業や工業では移民を望むが、商業でも移民が受けられるようにしたい。移民を受け入れる地域の商店街を消費税免税にするのであれば、活性化になり中小・小売店の店主達の利益となる。
  - (2) アングラマネーへの課税  
アングラマネーに課税することで税収を増やす。国際的租税協定等で租税回避を防ぐことで歳入が増える。
  - (3) 税率の引き下げと最適税率の確定  
税収を増やすには最適の税率があり、変化するので客観的に選定できる専門家集団を組織したい。
  - (4) 三位一体の改革（地方への税源委譲）  
財政赤字縮小のため税制改正の中心は地方への事業と税源の委譲である。
  - (5) 少子高齢化対策、移民税制の確立  
財政改革には現在の経済と社会を保つのが前提だ。このため移民の受け入れが必要になる。移民母国の自治体と受け入れた自治体が税を分けあう税制で、移民の国際的争奪戦を勝ち抜ける。

### II. 社会保障費の財源確保

1. 短期的課題 公的年金のあり方（税方式、保険料方式）安定的財源の確保  
公的年金は税方式が望ましい。受給額決定は市町村単位とし、居住選択で市町村の競争が期待できる。
2. 中・長期的課題 持続的な社会保障制度の確立  
税源と事業を自治体に移譲すれば、移民を受け入れた住民が優れた税制を得ることができる。

### III. 行財政改革の徹底

1. 短期的課題 無駄削減のため地元企業集団と役所で構成する公共事業削減公開討論会を設置する。
2. 中・長期的課題 無駄の削減
  - (1) 公的支援の削減 天下り禁止の徹底  
退職官僚に対する利益誘導を国民が税金で負担することになる。天下り禁止は当然と考える。
  - (2) 公務員の削減  
国家予算の半分が公務員の人件費である。IT技術等により民間企業なみのリストラを求めたい。
  - (3) 内国歳入庁  
税と保険料を徴収する「歳入庁」は徴収一元化により効率化する。
  - (4) 特別会計と監査の改革  
特別会計は事業収支が不明確で収入確保や歳出削減が疎かになる。会計検査院は独立した地位が与えられているが、会計検査院は議会に所属させ議会からの要請を中心業務にすべきである。

## 二. 経済

### I. 短期的課題 当面の景気対策、中小企業の活性化

- 円安・輸出による景気振興。実力以上の円高が中小企業を苦しめた。円安が更に進むことを望む。

- (1) 企業の国際競争力の強化。自衛兵器の輸出であれば法的問題も少ないだろう。
- (2) 産業空洞化、海外企業の誘致、共同租税地域（輸出加工区、中立地帯、租借地等）の創設  
特定の地域に関税や税の減免、規制緩和、利潤本国送金の自由など優遇し経済活性化を図る。

### II. 中・長期的課題 持続可能な経済成長

- (農業自由村)これからの農業は成長産業である。これまでの農業政策が農民の自助努力を損ない日本の農業を衰退させた。地域共同体に農業にかかわる事業と税を請け負わせる自由村が農業を経済成長させる。

## 三. 国と地方

1. 地方分権税制の確立（小自治体、自治体連合への税源と公共事業の移譲）  
税制改正の中心は市町村への事業と税源の委譲である。
2. 道州制の導入  
よりよい税制を構築するためには連邦制が好ましい。国民は移住によって税制を選択できる。

## 四. 国税・地方税

### I. 法人税

1. 租税特別措置を廃止し、法人税率を下げることを望む。将来は法人実効税率20%以下を望む。
2. 法人税における欠損金の繰り戻し期間の再考。欠損金の繰り戻しもまた7年とすることを望む。
3. 退職給与引当金制度の復活。退職給与引当金を要支給額まで確定債務とし復活させることを望む。

### II. 個人所得税

1. [短期的課題]
  - (1) 少子化対策より移民が合理的。
  - (2) 不正防止をして給付付き税額控除にする。税制と社会保障が一体化しコストが安い。
  - (3) 個人事業主にみなし法人課税を復活し税負担を公平化する。
2. [長期的課題]
  - (1) 給与と事業の所得課税を納税者の選択にして公平にする。
  - (2) フラット・タックスは消費ベースに課税し単一税率で税制を簡素化できる。

### III. 資産課税

1. 事業承継税制の確立と相続税の改正。非国際的な相続税は廃止すべきである。
2. 相続税の基礎控除を現行の5千万円で据え置くこと。物納評価選択制度を見直す。
3. 自社株式の課税価格の80%を猶予する事業承継税制の適用継承者を全員に拡大すること。
4. 金融所得一体課税。個人資産を預貯金から株式や債権投資に移らせて産業を活性化させる。

### IV. 消費税

1. 税率引き上げは経済を見極めること。移民受け入れ状況と基礎年金を地方消費税率に反映させる。
2. 複数税率は税務を煩雑にするだけでなく脱税・節税を増加させ好ましくない。
3. 逆進性があり低所得者へ配慮する必要がある。諸案の中では給付付き税額控除制度が望ましい。
4. 将来は産業活性化する消費税輸出特区を作り、また市町村税としたい。

### V. その他

1. 固定資産税の高い再建築価格を見直す。償却資産税は企業の投資意欲を損なっている。
2. 租税教育で重要なのは租税の歴史である。日本に寄付金文化を育成する。
3. 富裕な家庭の子が有利になる格差を是正し、活力のある社会の再構築には根本から見直す必要がある。
4. キャリア制度を見直す。税理士等資格取得への道を広げる。



**第10回法人会  
全国女性フォーラム福岡大会  
4月16日(木)  
女性部会**

第10回法人会全国女性フォーラム福岡大会が、ヒルトン福岡シーホークにて開催され、榎本部長以下3名が参加した。

第一部では、日本総合研究所主席研究員葉谷浩介氏により「女性がつくる日本・地域の元気～未来を担う子供たちへ～」と題された記念講演がおこなわれ、第二部の式典に続き、第三部の懇親会では全国から集まった約2,000名の女性部会員が親睦を深めた。

また会場には、全国各地で開催された「税に関する絵はがきコンクール」最優秀作品が展示され、その中から12作品が「全法連女連協会賞」と賞された。



**第33回源泉所得税研修会(開講式)  
5月14日(木)  
源泉部会**

5月から11月まで全5回にわたり研修会を開催します。第1回目として5月14日(木)は受講者36名が出席し、鶴見税務署副署長山田真介様をお迎えし、古賀源泉部会長が出席して開講式をおこなった。これ以降のテーマごとの聴講についても、皆様の参加をお待ちしております。



**平成26年度事業報告会  
5月19日(火)  
青年部会**

ホテルリブマックス横浜鶴見2F「メープル」会議室において、平成26年度事業報告会を開催した。当日は、部会員38名、来賓1名、卒業生2名、その他1名の総勢42名の出席者により執りおこなわれた。堀井書記の開会の辞により始まり、伊藤部会長より挨拶があり、続いて来賓挨拶として、本会副会長の伊藤副会長よりご祝辞を頂戴した。その後は、報告事項として平成26年度事業報告・収支報告及び委員会活動報告を小山会計より報告をおこなった。森松新部会長より新任挨拶があり、平成27年度事業計画案が発表された。そして森松新部会長

より平成27年度の組織及び役員の紹介を行った。卒業生への記念品の授与があり、事業報告会は無事終了した。第2部の懇親会は、新入部会員による自己紹介、各委員会によるPRが行われ、部会員の親睦が深まり、有意義な時間を過ごした。



**平成26年度活動報告会・研修会  
5月21日(木)  
女性部会**

ベストウエスタン横浜にて、「平成26年度女性部会活動報告会」をおこなった。

第一部は、一年間の活動報告、第二部は、鶴見税務署法人課税第一部門統括国税調査官佐藤宣弘様を講師にお迎えし、「改正された相続税」について研修会をおこなった。第三部は、本会会長並びに副会長の皆様、大同生命保険株式会社新横浜支社の方々に来賓を迎え、懇親会をおこなった。



**釣り大会  
5月23日(土)  
厚生事業等推進委員会**

好天に恵まれ絶好の釣り日和の中総勢15名で東京湾・中の瀬ポイントでキス釣り大会を開催した。釣り開始から赤クラゲの猛攻にあい釣果は不調だったが、各自夕食の食卓を飾るくらいは釣れ、中にはお刺身に出来るくらいのジャンボキスを釣り上げた人もおり、全員和気あいあとした楽しい一日だった。

優勝・井野実夫氏 池谷ホーム(株)  
準優勝・立石嘉男氏 (株)レイブランドイン  
第3位・早坂修二氏 アフラック



**鶴見西支部バス研修会  
6月7日(日)  
鶴見西支部**

鶴見西支部では、山梨方面のバス研修会を開催した。当日は31名が参加し、塩山でさくらんぼ狩り、勝沼ぶどうの丘にてワインカーヴ見学を、忍野八海にて散策をし、御殿場キリンティスティラリーにて工場見学・試飲をおこなった。



**第33回源泉所得税研修会(第二講)  
6月9日(火)  
源泉部会**

日本年金機構鶴見年金事務所担当官を講師にお迎えし、受講者33名が参加して「社会保険徴収事務」について健康保険、厚生年金保険料の算出等の研修会を法人会会議室にて開催した。



**生活習慣病検診  
6月15日(月)・16日(火)・17日(水)  
厚生委員会**

1日人間ドック形式の生活習慣病検診(腫瘍マーカー検査、超音波検査等)を3日間にわたり青色申告会館にて実施しました。

今回は11月又は12月に予定しておりますが、ご自身並びにご家族、従業員の皆様の健康管理にご利用ください。



**初級簿記講習会  
6月15日(月)～26日(金)  
税制委員会**

全10日間の講習会を法人会会議室にて開催した。東京地方税理士会鶴見支部の田中聡一税理士(前半)、西澤博史税理士(後半)が講師を担当し、会員企業述べ56名の受講者が簿記の仕組みから決算までの講習を受けられた。



消費税改正のお知らせ

消費税率及び地方消費税率の引上げ等

消費税率及び地方消費税率の8%から10%への引上げ時期

消費税率及び地方消費税率の8%から10%への引上げ時期が、平成29年4月1日とされました。

引き上げ後の税率(10%)は、平成29年4月1日(適用開始日)以後に行われる資産の譲渡等、課税仕入れ及び保稅地域から引き取られる課税貨物に適用され、適用開始日以前に行われた資産の譲渡等、課税仕入れ及び保稅地域から引き取られる課税貨物には、改正前の税率が適用されます。

ただし、適用開始日以後に行われる資産の譲渡等のうち一定のものについては、改正前の税率を適用することとするなどの経過措置が講じられています。

ただし、適用開始日以後に行われる資産の譲渡等のうち一定のものについては、改正前の税率を適用することとするなどの経過措置が講じられています。

適用開始日 区分	現 行	平成29年4月1日
消費税率	6.3%	6.3%
地方消費税率	1.7% (消費税額の17/63)	2.2% (消費税額の22/78)
合 計	8.0%	10.0%

※本記事は、国税庁作成のパンフレット「消費税改正のお知らせ(平成27年4月)」から抜粋したものです。詳しい改正の内容につきましては、国税庁ホームページ【www.nta.go.jp】(ホーム>税について調べる>パンフレット・手引き>消費税改正のお知らせ(平成27年4月))をご覧ください。

## 軽装(クールビズ)実施中

期間:平成27年5月1日～平成27年10月31日

鶴見税務署では、上記期間中、夏季軽装(ノーネクタイ、ノー上着)で執務を行っております。皆様のご理解をお願いいたします。



今、行政は地域企業活力のために  
寄り添おうとしています。

平成27年度の事業計画を推進していきます。

神奈川県では、昨年度からスタートした中期経営計画(平成26年度～28年度)の中間年に当たり、引き続き、同計画に掲げた「小規模企業振興基本計画」に基づいた「小規模事業者向けの新規事業計画」を展開してゆきます。

3つの重点的な取組

1.創業支援

創業予備軍や創業後間もないベンチャー企業を対象に、創業、事業化のノウハウを提供するとともに、事業成功への意欲喚起を図り創業に結びつけます。

また、その中から“きらりと光る”経営資源を持った中小企業や小規模事業者を発掘し、地域で活躍する企業や大きな成長を遂げる企業の育成をします。

2.海外展開支援

中国の大連事務所の現地支援体制を強化するとともに、ジェットロなどと連携を強化し、中小企業の中国進出支援、既進出企業へのサポートなどを行います。

また、アジアを中心に、さまざまな事業を通して、海外ビジネスに活路を見出す中小企業の海外展開を支援します。

3.事業継承支援

中小企業者の高齢化の進展や親族内継承の減少など、雇用や技術の喪失などが懸念されることから、企業を存続し、事業継承を円滑に進めるための支援を行います。

また、事業引継ぎなどの相談を受けるとともに、必要に応じて事業引継ぎに係るマッチング支援を行う「事業引継ぎ支援センター」を新たに開設する予定です。

小規模事業者向けの新規事業(国策)

国の小規模企業振興基本法や県の産業労働施策を踏まえ、平成27年度においては、次のとおり、小規模事業者に配慮した新規事業を実施します。

【設備貸与事業】

「創業者」および「小規模事業者が行う経営の革新」に必要な設備を、貸与(割賦販売またはリース)する事業です。

【小規模企業販路開拓支援】

小規模企業の広域な受注拡大を図るため、県外展示会や販売会での出展ブースを確保し、販路開拓を支援する事業です。

問い合わせ先/神奈川県 経営相談課 TEL.045-633-5200

労働保険のお知らせ

平成27年度・労働保険(労災保険・雇用保険)の確定・概算申告はお済みですか。

申告・納付はお早めに

【申告・納付期間は6月1日(月)～7月10日(金)です。】

労災保険と併せて石綿健康被害救済のための一般拠出金も申告・納付となります。

お問い合わせは/神奈川県 労働保険徴収課 適用第1係・第2係・第3係 電話:045-650-2803

神奈川県からのお知らせ【重要】

eLTAX(地方税ポータルシステム)で利用届出(新規)、電子申請・届出をされた方、  
また、これから利用届出等をされる方へのお知らせ

会員の皆様には、eLTAXの利用促進につきまして、日頃から格別の御協力をいただき厚くお礼申し上げます。さて、eLTAXで利用届出(新規)、電子申請・届出(以下「利用届出等」といいます。)をされるためには、パソコンに「Java実行環境(JRE)」が必要となりますが、利用届出等に必要「Java実行環境」は、現時点で最新バージョンとなっておりません。このため、セキュリティ対策の観点から、利用届出等をされた後に「Java実行環境」を最新バージョンへ変更していただきますようお願いいたします。

御確認いただく内容

■既にeLTAXを御利用いただいている方■

パソコンの「Java実行環境」のバージョンを御確認いただき、速やかに最新バージョンへ変更してください。(4月27日付で「地方税電子化協議会からのお知らせ」がeLTAXのメッセージボックスに配信されていますので併せて御確認をお願いします。)

■これからeLTAXの利用届出等をされる方■

利用届出等をされた後、速やかに「Java実行環境」を最新バージョンへ変更してください。  
※ 「Java実行環境」のバージョンアップ等に関する手順は、eLTAXのホームページをご覧ください。  
【掲載URL】<http://www.eltax.jp/www/contents/1427971379939/index.html>  
【マニュアル名】Java実行環境(JRE)アンインストール・バージョンアップ手順書

【お問い合わせ先】神奈川県総務局財政部課税課 電話 045-210-1111(代表)

新入会員紹介 平成27年4月～平成27年5月

支部名	法人名	正会員・助成員	代表者氏名	住所	電話	業種	紹介者
鶴見西	(株)明成建設	正会員	金子 元興	岸谷1-26-10MEISEIビル2F	584-5222	建設業・不動産業	大同生命保険(株)
鶴見中央	高木章税理士事務所	賛助会員	高木 章	鶴見中央4-16-1-501	508-1577	税理士	東京地方税理士会鶴見支部
矢向江ヶ崎	川崎信用金庫矢向支店	賛助会員	小林恒太郎	矢向6-6-32	582-8311	金融業	(株)NKY不動産
末吉	(株)首都圏コンサル	正会員	早坂 修二	下末吉4-10-1ウッドハイム清和5階	642-5114	不動産業	石原 聡
潮田	(株)SINEI	正会員	金岡 英治	潮田町4-150-17第一アライビル201	511-4983	建設業	AIU損害保険(株)
市場	進正社コーポレーション(株)	正会員	志伊良正彦	栄町通1-9-10	521-2100	建設(介護リフォーム)	大同生命保険(株)
鶴見中央		賛助会員	伊藤 智子	港北区岸根町338-4	349-5311	保険業	申し出
矢向江ヶ崎	(株)ホクドウ	正会員	長谷川 徹	矢向6-11-8	574-0301	建設業	東京地方税理士会鶴見支部
市場	(株)辰巳	正会員	松本 親明	市場東中町4-5	515-6637	事務器販売、内装工事	(株)三高堂
鶴見中央	(株)学研コリアン横浜鶴見事業所	正会員	山本 直茂	鶴見中央3-19-11	505-3031	高齢者向け住宅の企画運営	大同生命保険(株)
生麦	(株)YSM	正会員	松田み奈子	生麦5-8-3-301	521-1821	運送業	プリンス電機(株)
鶴見中央	はりきゅう 指音	賛助会員	佐藤 信行	鶴見中央1-13-9センチュリー横浜鶴見102	511-4959	鍼灸治療院	森松産業(株)

税務無料相談

隔月(奇数月)第3水曜日

■相談日 7/15(水)・9/16(水) ■時間 午後1時 ■場所 税理士会事務局(青色申告会館)

☆税務相談される方は 事前に事務局(電話521-2531)までご連絡ください。

なお、税理士の斡旋、無担保・無保証人・低利の公的融資の斡旋は随時行っておりますので、ご利用ください。